

令和 8 年度

会津・南会津医療圏における地域医療ニーズ調査
業務委託

条件付一般競争入札
入 札 説 明 書



令和 8 年 9 月

公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター

入 札 説 明 書

公立大学法人福島県立医科大学が発注する会津医療センター会津・南会津医療圏における地域医療ニーズ調査業務委託に関する条件付一般競争入札については、入札公告に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 発注者

公立大学法人福島県立医科大学理事長 鈴木 弘行

2 入札に付する事項

(1) 業務名

会津医療センター

会津・南会津医療圏における地域医療ニーズ調査業務委託 一式

(2) 仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 履行期限

令和9年2月26日

(4) 履行場所

公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター
(福島県会津若松市河東町谷沢字前田21番地2)

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

(1) 入札公告2の(1)から(6)までを準用する。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)に次の書類を添付し、令和8年9月30日(水)正午まで下記5の(1)の場所に提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合には、入札に参加できないので十分に注意すること。当該資格の確認結果については、条件付一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)により別途通知する。

(1) 会社概要(任意様式)

(2) 履歴事項全部証明書又はその写し(法務局で発行したもので、申請日前3ヶ月以内)

(3) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式7)

(4) 履行実績証明書(様式8)

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所及び問い合わせ先

郵便番号 969-3492
住 所 福島県会津若松市河東町谷沢字前田21番地2
問い合わせ先 公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター 事務局 経営企画室
電 話 0242-75-2100 (代表)
f a x 0242-75-2150

(2) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年10月2日(金) 午前11時00分
公立大学法人福島県立医科大学会津医療センター 2階第4会議室

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書(様式3)に必要とする事項を記載し、上記5に指定する日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認通知書(法人からの通知)の写し

イ 委任状(様式4) 代理人が出席し、入札する場合

(3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること。(押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。)

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。(押印を省略する場合、余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。)

7 入札保証金

入札保証金 免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合には見積に係る入札金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の3に相当する額を納めなければならない。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記5の(2)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は上記6の(2)で指定する書類確認を受けるものとする。

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

- (4) 開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。
- (5) 初回入札が無効（ただし、下記12の(4)～(6)に該当する場合を除く）となった者は、再度入札に参加できないものとする。
- (6) 入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- (7) 開札時に持参する物
 - ア 開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証等）（必要に応じて提示を求めることがあります。）
 - イ 条件付一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）の写し
 - ウ 委任状（様式4）（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る。）

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県立医科大学理事長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、入札の前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。

10 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、条件付一般競争入札に関する質問書（様式5）により関係職員に説明を求めることができる。
（提出期限：令和8年9月28日（月）正午）
- (2) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格を若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

- (6) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (7) 入札者又はその代理人は 入札書を一旦提出した後は 開札の前後を問わず書換え引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を取り止めることがある。

また、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、これらの場合において入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札も含む）
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (10) その他、入札に関する条件又は福島県立医科大学において特に指定した事項に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として契約細則第39条第3項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 契約細則第52条により準用する財務規則第229条第1項各号（別記、契約権者及び知事は理事長、県は法人にそれぞれ読み替える。）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約書の作成

- (1) 委託契約書（別紙のとおり。以下「契約書」という。）を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、履行期間の初日までに取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が 上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは 落札の決定を取消すことがある。
- (4) 契約書は、別添契約書（案）により落札者が作成するものとする。

16 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

17 契約条項

契約書（案）による。

18 その他

- (1) 一旦受領した書類は返却しない。
- (2) 書類の作成等に要した費用は、すべて入札者の負担とする。
- (3) この入札説明書に疑義がある場合は、入札者は、その疑義について入札前において説明を求めることができる。また、入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

別記

福島県財務規則（抜粋）

（契約保証金の減免）

第 2 2 9 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 略

(2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

(3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 1 0 0 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。

(4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 9 9 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(5) から (18) まで略

2 略